

令和5年（行コ）第30号 託送料金認可取消請求控訴事件

控訴人（原審原告） 一般社団法人グリーンコープでんき

被控訴人（原審被告） 国

判 決 要 旨

【事案の概要】

1 基本的事実関係

(1) 控訴人は、一般送配電事業者である九州電力送配電株式会社（以下「九州電力送配電」という。）との間で、同社の定めた託送供給等約款が適用される接続供給契約を締結し、一般の需要に応じて電気を供給する小売電気事業を営んでいる。

(2) 経済産業大臣は、平成29年9月、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下、令和3年経済産業省令第22号による改正前の同規則を「本件算定規則」という。）を改正して、一般送配電事業者が託送料金を構成する営業費として賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金（以下、併せて「賠償負担金相当金等」という。）を算定しなければならない旨の規定（本件算定規則4条2項）を設けた。

また、経済産業大臣は、同月、電気事業法施行規則（以下、令和4年経済産業省令第24号による改正前の同規則を「本件施行規則」という。）を改正して、一般送配電事業者が賠償負担金及び廃炉円滑化負担金（以下、併せて「賠償負担金等」という。）を接続供給の相手から回収して原子力発電事業者ごとに払い渡さなければならない旨の規定（本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5）を設けた。

(3) 賠償負担金とは、「原子力発電工作物に係る原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの」である（本件施行規則45条の21の3第1項）。

廃炉円滑化負担金とは、特定原子力発電事業者が受けた所定の「承認に係る原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金」である（本件施行規則45条の21の6第1項）。

(4) 九州電力送配電は、令和2年7月28日、経済産業大臣に対し、本件算定規則4条2項に規定された賠償負担金相当金等を含む金額に託送料金単価を変更する旨の託送供給等約款の変更を申請した。

経済産業大臣は、同年9月4日付けで、九州電力送配電に対し、上記託送供給等約款の変更を認可する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

控訴人と九州電力送配電との間では、両者間の接続供給契約の定めに基づき、上記変更後の託送供給等約款が適用されることになった。

2 控訴人の請求、本件の主たる争点

控訴人は、以下のとおり、根拠となる各規則が違憲・違法であるから本件処分が違法・無効であると主張し、被控訴人を相手に、本件処分の取消しを求めた。

(1) 本件算定規則4条2項は、令和2年法律第49号による改正前の電気事業法（以下「法」という。）の委任に基づくことなく又は法の委任の範囲を超えて賠償負担金相当金等の額の算定を規定するから、違憲・違法である。

(2) 本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5は、法の委任に基づかずに賠償負担金等の支払義務を課するから、違憲・違法である。

本件の主たる争点は、控訴人の原告適格の有無、本件算定規則4条2項の合憲性及び適法性、本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5の合憲性及び適法性である。

【当裁判所の判断】

1 控訴人の原告適格の有無

一般送配電事業の供給条件に関する規制の仕組み及び内容、その規制に関する法の趣旨及び目的、一般送配電事業者の託送供給等約款の設定又は変更に関する経済産業大臣の認可の性質及び内容等を総合考慮すると、法は、一般送配電事業

者からの託送供給等約款の設定又は変更の申請に対して経済産業大臣がその許否を判断することを通じて、当該供給区域における電気事業者間の適正な市場競争を確保する上でその基盤となるものとして、適正な託送供給等約款の定める供給条件により電気の供給を受けるという営業上の利益を個々の電気の供給を受ける者（小売電気事業者）の個別的利益としても保護する趣旨であると解するのが相当である。

したがって、託送供給等約款の定める供給条件により電気の供給を受ける者（小売電気事業者）は、一般送配電事業者に対してされた託送供給等約款の変更に関する経済産業大臣の認可処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するというべきであるから、控訴人には本件処分の取消訴訟における原告適格が認められる。

2 本件算定規則4条2項の合憲性及び適法性

(1) 法18条1項は、「託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件」に関する細目について経済産業省令に委任する規定であり、経済産業省令において料金の原価等の算定方法を定めることについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、経済産業大臣に専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量権を認めていると解される。

そして、法の改正経緯及びその立法過程における議論に照らすと、経済産業大臣が経済産業省令において託送料金の原価等の算定方法を定めるに当たり、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係等を前提に「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含め、託送料金を通じて回収し、公益的課題に必要な費用を要する者に払い渡す仕組み（託送料金の仕組みを利用した回収スキーム）とすることも、法の委任の趣旨の範囲内であると解するのが相当である。

(2) 賠償負担金（相当金）は、内閣が閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」において、国民全体で福島を支える観点から、福島

第一原子力発電所の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行うとして、本来納付されておくべきであった過去（原子炉運転当初から）の原子力損害の賠償への備えの不足分の費用について、需要家への負担を求めるために40年程度にわたって回収していくとされたものである。そして、原子力発電の利益を受けた全ての需要家から公平に回収することが適当である旨の専門家の意見を踏まえ、国会審議においても、託送料金によって賠償負担金相当金を回収することの必要性等につき議論がされた上で、本件算定規則4条2項の改正により導入されたという経緯がある。

廃炉円滑化負担金（相当金）は、原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針の中、原子力発電事業者が会計上の理由から廃炉判断を躊躇することや廃炉の円滑な実施に支障を来すことがないように措置された廃炉会計制度を継続するためのものである。そして、小売全面自由化の下でも原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するための例外的な措置として、規制料金として残る託送料金の仕組みを利用することが妥当である旨の専門家の意見も踏まえ、国会においても、託送料金によって廃炉円滑化負担金を回収することの必要性等につき議論された上で、本件算定規則4条2項の改正により導入されたという経緯がある。

以上に加え、国の電気・エネルギー事業に関する政策と密接に関わる原子力損害の賠償への備えや廃炉会計制度の継続に必要な費用の回収の在り方及びその仕組みの構築は、その性質上、専門技術的・政策的な領域に属するものであることを踏まえると、賠償負担金等は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」であるといえる。

したがって、賠償負担金相当金等を託送供給等約款料金に関する原価等（具体的には営業費）の構成要素とした本件算定規則4条2項の規定は、法の委任の趣旨を逸脱するものとはいえず、無効であるとはいえない。

3 本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5の合憲性及び適法性

本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5は、法の委任に基づいて適法に定められた本件算定規則4条2項及び法が許容する託送料金の仕組みを利用した回収スキームを実施するための一連の手続、すなわち一般送配電事業者が託送料金を通じて回収した賠償負担金等を原子力発電事業者に払い渡すことを規定したものとして解され、法令上の根拠なく一般送配電事業者や接続供給の相手方に義務を課す規定であるとはいえないから、違憲・違法ということはできない。

4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であるから、本件控訴を棄却する。

以上